

国民健康保険・国民年金に関するお知らせ

国民健康保険料の納入通知書を発送します

【発送日…7月14日(月)ごろ】

※届くまでに数日かかる見込みです。ご了承ください。

【減免相談に応じます】

◎失業による収入減少などが理由…第1期分からの減免は第1期納期限(7月31日(木))が申請期限です。※納付相談や分割納付の手続きは収納課(市役所2階)で行ってください。

◎今冬の大雪による災害が理由…次の①～③に該当する人

①家族が死亡した人や体に障がいを負った人／②住宅などに被害があった人／③りんご樹・農作物などに被害があった人

※①～③それぞれ申請要件が異なります。詳細はお問い合わせください。

問 国保年金課 国保保険料係 (市役所1階、☎ 40-7045)

国民健康保険資格確認書等を発送します

国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日(木)までです。7月下旬に資格情報のお知らせ(A4用紙、マイナ保険証♦あり)または資格確認書(薄だいたい色、マイナ保険証なし)を普通郵便で発送します。

届いたら記載内容を確認し、誤りがある場合や届かない場合はお問い合わせください。

♦マイナ保険証…健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード

問 国保年金課 国保保険料係 (☎ 40-7045)

限度額適用認定証の更新について

現在発行している限度額適用認定証の有効期間は7月31日(木)までです。マイナ保険証を利用している人は、限度額適用認定証の申請なしで、高額療養費における限度額を超える支払いが免除されます。ぜひマイナ保険証をご利用ください。

また、今年度より限度額適用認定証更新の案内は送付しませんので、マイナ保険証を利用していない人で8月1日以降も認定証が必要な場合は、7月14日(月)以降に国保年金課窓口または岩木総合支所・相馬

総合支所の民生課窓口で申請をお願いします。※令和6年度市民税非課税世帯の人で90日以上入院があった人は別途手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

問 国保年金課 国保給付係 (市役所1階、☎ 40-7047)

国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人には、申請により免除・猶予される制度があります。

①免除・納付猶予申請…令和7年度分(7月～令和8年6月分)の保険料について、全額免除、一部免除、納付猶予の申請を受け付けています。

※申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

②継続免除申請…令和6年7月～令和7年6月までの保険料が全額免除、または納付猶予に承認された人で、今年の7月分以降も同じ免除区分で継続申請した人は、改めて手続きを行う必要はありません(ただし、配偶者の状況に変更があった場合は申し出が必要)。

失業や天災などの理由で全額免除や納付猶予承認を受けた人、申請後に国民年金第1号被保険者の資格を喪失した人は、再度申請してください。

必要書類 基礎年金番号がマイナンバーを確認できる書類／本人確認ができる書類／失業した人は離職票や雇用保険受給資格者証など／代理申請の場合は委任状※①②のいずれも個人住民税(市民税・県民税)の申告が必要です。

問 国保年金課 国民年金係 (市役所1階、☎ 40-7048)、岩木総合支所 民生課 (賀田1丁目、☎ 82-1628)、相馬総合支所 民生課 (五所字野沢、☎ 84-2113)、弘前年金事務所 (外崎5丁目、☎ 27-1339)

国民年金の手続きを電子申請できます

マイナンバーカードを持っている人は、スマートフォンやパソコンで手続きができます。詳しくは日本年金機構ホームページを確認してください。

申請可能な手続き 資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請など

問 ねんきん加入者ダイヤル (☎ 0570-003-004)

または市ホームページに掲載している受験申込書・受験票に必要事項を明記の上、郵送か窓口を持参で提出／8月27日(水)まで
※試験案内は市ホームページに掲載しています／受験申込書は返却しません。

問 人事課 人事研修係 (市役所2階、〒 036-8551、上白銀町1の1、☎ 35-1119)



私たちの介護保険制度

① 65歳からは介護保険料の納付を

市では、65歳になる月に介護保険被保険者証を、翌月に介護保険料納入通知書を送付します(誕生日が4月2日～7月1日の人には、7月に納入通知書を送付)。

介護保険料は、半年から1年間は納付書で納め(普通徴収)、その後は年金からの天引き(特別徴収)になります。ただし、年金額が年額18万円以下の人は納付書で納めます(口座振替も可能)。

② 介護保険料の決定通知書を送付

本年度分の介護保険料の決定通知書を7月14日(月)に送付する予定です。

特別徴収の人へは、はがきで「介護保険料特別徴収額決定通知書」を、普通徴収の人へは、封書で「介護保険料納入通知書」を送付します。内容を確認の上、不明な点はお問い合わせください。

③ 介護保険料の減免制度

希望する人は申請が必要です。詳しい条件などはお問い合わせください。

【恒常的な低収入による減免】

申請に必要なもの 申請者と同一世帯全員の本年分の収入がわかるもの／前年と本年の年金(老齢、退職、遺族、障害など)や恩給の振込通知書／預貯金通帳／家賃の支払いがある人は、前年中の支払い金額が分かる契約書や領収書など

【災害・失業などによる減免】

震災(東日本大震災により被災し当市に転入した避難指示等対象被保険者を含む)・風水害・火災などで

被災した世帯、主に生計を維持している人が今年1月以降に会社の都合により失業した場合、または事業や業務の休廃業により収入が著しく減少した場合などは、介護保険料の減免を受けられることがあります。

申請に必要なもの 被災、失業したことなどを証明できる書類(罹災(くりさい)証明書・雇用保険受給資格者証など)

～減免制度の共通事項～

申 7月14日(月)以降に、申請書などを介護福祉課へ持参または郵送で提出を。

※受け付けは平日のみ／申請日以降に納期限の日(特別徴収の人は、普通徴収の納期に換算)が到来する保険料が減免の対象となるので、早めに手続きを。

④ 介護保険負担割合証の更新

8月1日から更新される新しい負担割合証は、要支援・要介護認定を受けている人と総合事業の事業対象者に対して、7月下旬に発送する予定です。届いたら記載内容を確認してください。

介護保険・総合事業のサービスを利用する際は、被保険者証と一緒に負担割合証をサービス事業所に提示する必要があります。

現在お使いの負担割合証は、8月1日以降に介護福祉課または岩木総合支所・相馬総合支所の民生課窓口へ返還するか、裁断して破棄してください。

問 介護福祉課 (市役所1階、〒 036-8551、上白銀町1の1、①～③…介護保険料係 ☎ 40-7049／④…介護給付係 ☎ 40-7071、自立・包括支援係 ☎ 40-7072)

弘前市物価高騰支援臨時調整給付不足額給付金

令和6年度に実施した弘前市物価高騰支援臨時調整給付金などの給付額(以下、当初調整給付額)に不足があることなどが判明した場合に、不足額給付として追加で対象者に給付金を支給します。

対 ①令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた人

②次の①～③のいずれの要件も満たす人…①令和6年分所得税および令和6年度分個人住民税所得割額ともに定額減税前税額がゼロであること／②税制度上「扶養親族等」から外れてしまう青色事業専従者・事業専

従者(白色)や合計所得金額48万円超の人であること／③令和5年度および令和6年度に実施された低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと

手続き方法 対象となる人には、支給のお知らせまたは確認書を7月中旬に送付します。お手元に届いた書類の内容に従って手続きしてください。

問 弘前市物価高騰支援臨時調整給付金コールセンター (☎ 0120-25-0237、(土)・(日)と(祝)を含む午前8時30分～午後8時、開設期間11月30日(日)まで)